

令和 6 年度 所定疾患施設療養費(Ⅰ)の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費(Ⅰ)の算定状況について公表します。

・算定状況（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

疾患名		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
肺炎	件数		2	1	3	1			5		2			14
	日数		11	6	14	1			31		14			77
尿路感染症	件数	9	11	5	12	9	10	7	8	7	12	7	6	103
	日数	60	61	25	70	41	55	37	52	42	74	49	33	599
带状疱疹	件数				1			1	1		1			4
	日数				7			7	7		7			28
蜂窩織炎	件数		1										1	2
	日数		5										7	12

・疾患別の主な治療内容

肺炎	血液検査、レボフロキサシン ピペラシリンナトリウム、オーグメンチン	带状疱疹	バラシクロビル ビダラビン軟膏
尿路感染症	尿検査、レボフロキサシン ダイフェン配合錠、セフカペン	蜂窩織炎	サワシリン

・所定疾患施設療養費(Ⅰ)算定要件

1. 所定疾患施設療養費(Ⅰ)は、肺炎等により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1 回に連続する 7 日間を限度とし、月 1 回に限り算定するもので、1 月に連続しない 1 日を 7 回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時治療管理は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。

イ. 肺炎(検査必要) ロ. 尿路感染症(検査必要) ハ. 带状疱疹 ニ. 蜂窩織炎
4. 算定する場合にあっては、診断名、診断した日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載しておくこと。
5. 請求に際して、診断・診断を行った日・治療内容等を記載すること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。